平成２８年（フ）第８４５１号
東京都八王子市下柚木２丁目32－５　リヴェールＣ　202
破産者　矢本　直司
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５０７号
愛知県豊明市三崎町丸ノ内７―24、住民票上の住所東京都中央区勝どき５丁目13－２－615
破産者　吉田　謙一
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６０１号
東京都千代田区神田須田町１丁目３番地
破産者　株式会社エス・ディー・エフインテグレーション
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６０２号
東京都江戸川区南小岩８丁目16―17―301
破産者　小島　広之
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６０３号
東京都品川区西五反田３丁目６－38―3012
破産者　武市　　勝
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７３７号
東京都中央区日本橋富沢町12番７号　第三篠原ビル５階
破産者　株式会社ヘキサウイング
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７８９号
東京都渋谷区恵比寿４丁目４番２号
破産者　株式会社ＳＨＡＲＥＤ
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７９０号
東京都江東区北砂１丁目10－６
破産者　富岡　昌広
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８５７号
東京都調布市多摩川６丁目６－30
破産者　三浦　啓太
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９２８号
東京都板橋区徳丸１丁目39番２号
破産者　両徳建設株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９４６号
東京都大田区羽田１丁目13番１号
破産者　株式会社万代
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９４７号
東京都大田区南六郷１丁目32―13―505
破産者　万代　桂司
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９００４号
東京都品川区西五反田８丁目２番12号
破産者　株式会社タケチ・アンド・カムパニー
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０３３号
東京都江戸川区東葛西５丁目１番14号―703号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区東葛西６丁目17番４号
破産者　有限会社スマイル
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０５５号
東京都世田谷区経堂２丁目５－15―304
破産者　樋口　祐介
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８４号
東京都江戸川区北小岩８丁目５－３
破産者　平山　信子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７号
東京都墨田区押上１丁目48―11―302
破産者　高本　聖子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２１号
東京都江戸川区南葛西３丁目14－７－103
破産者　中嶋　美香
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８２号
東京都大田区南蒲田３丁目13―20―202
破産者　渡部　　忠
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０８号
東京都清瀬市中里６丁目95―18―203
破産者　長島　榮治
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０号
東京都練馬区高松３丁目１－24―101
破産者　鈴木　隆志
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１７８号
福岡市中央区荒戸２丁目５番７－1201
破産者　有限会社システム・ユー
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部